

## 令和2年度 第1回清里区地域協議会次第

日 時：令和2年5月18日（月）

午後1時30分から

場 所：清里コミュニティプラザ 多目的ホール

- 1 開 会
- 2 任命書交付式
  - (1) 任命書交付
  - (2) 市長コメント代読
  - (3) 地域協議会委員等制度の説明
- 3 所長あいさつ
- 4 自己紹介
  - (1) 事務局
  - (2) 地域協議会委員
- 5 協 議
  - (1) 地域協議会に係る諸事項の確認について ……資料1
    - ア 会長及び副会長の選任及び解任の方法について（第6条関係）
    - イ 地域協議会の権限について（第7条関係）
    - ウ 会議の運営について（第8条関係）
  - (2) 会長及び副会長の選任について ……資料2
  - (3) 清里区地域協議会で定める事項について ……資料2
    - ① 条例等により定める事項
      - ア 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について
      - イ 会議録の確認者について ……資料2-1
    - ② 会議の運営上必要に応じて定める事項について
      - ウ 会議の座席順について ……資料2-2-①、2-2-②
      - エ 自主的審議事項の提案方法について ……資料2-3
      - オ 「清里区地域協議会だより」の編集方法について
      - カ 会議の開催日時について
      - キ 会議傍聴者の受入可能数について
      - ク 書面による審議について
  - (4) 前期地域協議会委員からの引継ぎ事項について ……資料3
    - ・自主的審議事項「空き家対策」について

裏面に続く

## 6 報 告

- (1) 令和2年度清里区総合事務所の職員体制について . . . 資料4
- (2) 令和2年度清里区における主な事業について . . . 資料5
- (3) 令和2年度地域活動支援事業について . . . 清里版募集要項、資料6-1～6-4

## 7 その他

### (1) 清里区地域協議会開催日程について

- ・第2回地域協議会

月 日 ( ) 時 分から 【会場：清里コミュニティプラザ 多目的ホール】

- ・第3回地域協議会

月 日 ( ) 時 分から 【会場：清里コミュニティプラザ 多目的ホール】

### (2) その他

- ・地域協議会委員証の交付について
- ・地域協議会委員の名刺の作成希望の報告について

## 8 閉 会

## ○上越市地域自治区の設置に関する条例(抄)

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第33条第4項の規定に基づき、地域自治区の設置に関し必要な事項を定め、地域の意見を市政運営に反映することを目的とする。

## (地域自治区の設置)

第2条 市は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに、同表の右欄に掲げる名称の地域自治区を設ける。

区域	名称
南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町一丁目から七丁目まで、北本町一丁目から四丁目まで、仲町一丁目から六丁目まで、寺町一丁目の一部、寺町二丁目、寺町三丁目、大町一丁目から五丁目まで、西城町一丁目から四丁目まで、北城町一丁目から四丁目まで、東本町一丁目から五丁目まで、幸町、栄町、新町、高土町一丁目から三丁目まで、高土町受地、大字京田、大字土橋の一部、大字島田下新田の一部、大字丸山新田の一部、大字高田新田、大和三丁目の一部及び大和四丁目の一部の区域	高田区
とよば、大字子安、子安、子安新田、鴨島一丁目から三丁目まで、鴨島、稲田一丁目から四丁目まで、大字上稲田、大字下稲田、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日（旧大日新田）、大字子安新田、大字上島（旧大日古川新田）、大字大道新田、大字赤塚新田、新南町及び大字戸野目古新田の一部の区域	新道区
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、大字朝日、大字黒田、大字灰塚、大字地頭方、大字青木、大字上中田、上中田、中通町、大字向橋、大字中田原、大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大貫一丁目から四丁目まで、大字飯の一部、御殿山町、上昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、大字滝寺の一部、大字下正善寺、大字中正善寺、大字上正善寺、大字宇津尾、大字上綱子、大字中ノ俣、大字下中田、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区
大字滝寺の一部、大字土橋の一部、土橋、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、木田新田二丁目、大字藤新田、藤新田一丁目、藤新田二丁目、大字木田、木田一丁目から三丁目まで、大字岩木の一部、山屋敷町、大字中屋敷、大字大豆、大豆一丁目、大豆二丁目、大字春日、大字中門前、中門前一丁目から三丁目まで、大字宮野尾、春日山町一丁目から三丁目まで、春日野一丁目、春日野二丁目、新光町一丁目、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部、大字前、大字薄袋、大字寺分、大字牛池新田及び大字飯の一部の区域	春日区

大字上真砂、大字杉野袋、大字北新保、大字南新保、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字鶴町、大字北田中、大字米岡及びび米町の区域	諏訪区
大字四ヶ所、大字西市野口、大字戸野目古新田の一部、大字門田新田、大字戸野目、大字市野江、大字桐原、大字本道、大字荒屋、大字虫川、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字四辻町、大字下池部、大字上池部、大字吉岡、大字東市野口、大字劔の一部、大字茨沢、大字藤塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字上富川、大字熊塚、大字野尻、大字稲、平成町及びび大字鴨島の区域	津有区
大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、桜町及びび大字新長者原の区域	三郷区
大字木島、大字島田上新田、大字島田、大字島田下新田の一部、大字上箱井、大字中箱井、大字岡原、大字下箱井、大字五ヶ所新田、大字丸山新田の一部、大字下新田、大字西田中、大字寺町、大字石沢、大字七ヶ所新田、大字今泉、大字稲荷、大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目の一部、大和四丁目の一部、大和五丁目、大和六丁目、大字土合、大字脇野田及びび大字荒町の区域	和田区
大字劔の一部、大字稲谷、大字上曾根、大字下曾根、大字高和町、大字元屋敷、大字高津、大字飯田、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字北方、大字南方、大字大口、大字東京田及びび大字松塚の区域	高士区
西本町一丁目から四丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、住吉町、港町一丁目、港町二丁目、大字高崎新田、東雲町一丁目、東雲町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、東町、大字塩屋、大字直江津、大字八幡、大字轟木、五智一丁目から六丁目まで、五智新町、大字虫生岩戸、国府一丁目から四丁目まで、加賀町、石橋、石橋一丁目、石橋二丁目、大字五智国分、大字三交、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字居多、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部及びび大字黒井の一部の区域	直江津区
大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、田園、大字福田、佐内町、三ツ屋町、大字安江、安江一丁目から三丁目まで、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、下門前、大字塩屋新田、塩屋新田、大字春日新田、春日新田一丁目から五丁目まで、川原町、福田町、大字三ツ屋及びび大字佐内の区域	有田区
大字黒井の一部、日之出町、大字上荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字夷浜新田及びび八千浦の区域	八千浦区
大字下百々、大字駒林、大字小泉、大字長岡、大字長岡新田、大字上名柄、大字五野井、大字石川、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字上五貫野、大字下五貫野、大字下名柄、大字田沢新田、大字岡崎新田、大字福岡新田、大字岡沢及びび大字上千原の一部の区域	保倉区
大字飯塚、大字中真砂、大字川端、大字東中島、大字上千原の一部、大字福橋、大字横曾根、大字下真砂、大字上吉新田及びび大字下吉新田の区域	北諏訪区

大字西横山、大字小池、大字西山寺、大字下綱子、大字高住、大字中桑取、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉谷浜・桑取区 浦、大字茶屋ヶ原、大字有間川、大字長浜、大字小池新田、大字西鳥越、大字諏訪分、大字三伝、大字花立、 大字西戸野、大字鍛冶免分、大字中桑取新田、大字下宇山、大字上宇山、大字横畑、大字皆口、大字西谷内、 大字北谷、大字土口、大字増沢、大字大淵、大字東吉尾及び大字西吉尾の区域	
平成17年1月1日の市町村合併前の安塚町の区域	安塚区
平成17年1月1日の市町村合併前の浦川原村の区域	浦川原区
平成17年1月1日の市町村合併前の大島村の区域	大島区
平成17年1月1日の市町村合併前の牧村の区域	牧区
平成17年1月1日の市町村合併前の柿崎町の区域	柿崎区
平成17年1月1日の市町村合併前の大潟町の区域	大潟区
平成17年1月1日の市町村合併前の頸城村の区域	頸城区
平成17年1月1日の市町村合併前の吉川町の区域	吉川区
平成17年1月1日の市町村合併前の中郷村の区域	中郷区
平成17年1月1日の市町村合併前の板倉町の区域	板倉区
平成17年1月1日の市町村合併前の清里村の区域	清里区
平成17年1月1日の市町村合併前の三和村の区域	三和区
平成17年1月1日の市町村合併前の名立町の区域	名立区

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
高田区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンター	高田区の区域
新道区	上越市大字土橋字大坪1914番地3	中部まちづくりセンター	新道区の区域
金谷区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンター	金谷区の区域
春日区	上越市大字土橋字大坪1914番地3	中部まちづくりセンター	春日区の区域
諏訪区	上越市大字土橋字大坪1914番地3	中部まちづくりセンター	諏訪区の区域
津有区	上越市大字土橋字大坪1914番地3	中部まちづくりセンター	津有区の区域
三郷区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンター	三郷区の区域
和田区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンター	和田区の区域
高土区	上越市大字土橋字大坪1914番地3	中部まちづくりセンター	高土区の区域
直江津区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	直江津区の区域
有田区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	有田区の区域

八千浦区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	八千浦区の区域
保倉区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	保倉区の区域
北諏訪区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	北諏訪区の区域
谷浜・桑取区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	谷浜・桑取区の区域
安塚区	上越市安塚区安塚722番地3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵5番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域
大島区	上越市大島区岡3320番地3	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島522番地	牧区総合事務所	牧区の区域
柿崎区	上越市柿崎区柿崎6405番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域
大潟区	上越市大潟区土底浜1081番地1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町636番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町1126番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢986番地1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針722番地1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧18番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口444番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町365番地1	名立区総合事務所	名立区の区域

(地域協議会の名称)

第4条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次の表のとおりとする。

地域自治区	名称
高田区	高田区地域協議会
新道区	新道区地域協議会
金谷区	金谷区地域協議会
春日区	春日区地域協議会
諏訪区	諏訪区地域協議会
津有区	津有区地域協議会
三郷区	三郷区地域協議会
和田区	和田区地域協議会
高士区	高士区地域協議会
直江津区	直江津区地域協議会
有田区	有田区地域協議会

八千浦区	八千浦区地域協議会
保倉区	保倉区地域協議会
北諏訪区	北諏訪区地域協議会
谷浜・桑取区	谷浜・桑取区地域協議会
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会
大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大瀨区	大瀨区地域協議会
頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会
三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第5条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

2 委員の定数は、次の表のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
高田区地域協議会	20人
新道区地域協議会	14人
金谷区地域協議会	16人
春日区地域協議会	20人
諏訪区地域協議会	12人
津有区地域協議会	12人
三郷区地域協議会	12人
和田区地域協議会	14人
高士区地域協議会	12人
直江津区地域協議会	18人

有田区地域協議会	18人
八千浦区地域協議会	12人
保倉区地域協議会	12人
北諏訪区地域協議会	12人
谷浜・桑取区地域協議会	12人
安塚区地域協議会	12人
浦川原区地域協議会	12人
大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	12人
柿崎区地域協議会	14人
大潟区地域協議会	14人
頸城区地域協議会	14人
吉川区地域協議会	12人
中郷区地域協議会	12人
板倉区地域協議会	14人
清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	14人
名立区地域協議会	12人

3 委員は、市長が選任する。

4 前項の規定による委員の選任の手続等は、別に条例で定める。

5 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員には、報酬を支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項

(2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項

(3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 第1回地域協議会の審議事項

審議事項 (※は根拠例規)	第4期の状況	審議結果
正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1名 副会長 1名	会長 副会長
ア 会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	全委員 1/4 の 3人	_____人
イ 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	会長と名簿順による1名 資料 2-1	
ウ 会議の座席順	会長と副会長を除く名簿順 資料 2-2-①、②	
エ 自主的審議事項の提案方法	依頼書の提出による。 資料 2-3	
オ 地域協議会だよりの編集方法	(編集委員) 会長、副会長を除く名簿逆順による2人	(編集委員)
	(発行回数・時期) 原則年4回(令和元年度7.10.1.3月発行)	(発行回数・時期)
	(編集方法など) 事務局で原案を作成し、校正及び「編集後記」等記載	(編集方法など)

審議事項 (※は根拠例規)	第4期の状況	審議結果
カ 会議の開催日時	(日程) ・平日とし、議題等に応じて変更する。会議開催時に次回の開催日を決定	(日程)
	(開始時刻) 午後3時を基本とする	(開始時刻)
	(会場) 総合事務所第3会議室	(会場)
キ 会議傍聴者の受入可能数	5人	
ク 書面による審議	(実施の条件案) ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合 ・その他、会長が認める場合	(実施の条件)
	(実施の判断例) ①会長一任 ②正副会長の協議により、会長が決定 ③過半数の委員が書面審議に賛同した場合	(実施の判断)
	(表決案) ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決 ・可否同数の場合は会長が決する	(表決)

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。  
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

（1） 会長が必要と認める場合

（2） それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

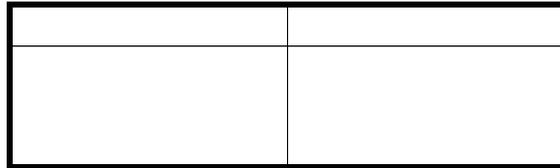
2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

## 清里区地域協議会委員名簿

No	氏 名	住 所
1	桑原 正史	上越市清里区平成215番地8
2	笹川 重作	上越市清里区上中條612番地
3	佐々木 勝峰	上越市清里区荒牧913番地
4	竹田 恵理子	上越市清里区武士1495番地
5	羽深 正	上越市清里区北野143番地
6	古澤 文夫	上越市清里区東福島141番地
7	保坂 幸男	上越市清里区東戸野677番地6
8	堀川 敏子	上越市清里区今曾根585番地1
9	松永 誠一	上越市清里区上稲塚66番地1
10	向橋 マチ子	上越市清里区馬屋755番地
11	山川 正平	上越市清里区岡野町657番地1
12	横山 芳一	上越市清里区赤池520番地

# 清里区地域協議会委員 席次

(五十音順)



桑原正史 委員
笹川重作 委員
佐々木勝峰 委員
竹田恵理子 委員
羽深 正 委員
古澤文夫 委員

保坂幸男 委員
堀川敏子 委員
松永誠一 委員
向橋マチ子 委員
山川正平 委員
横山芳一 委員

報道席

事務局

事務局

傍聴者席



# 清里区地域協議会座席順(案)

会 長	副会長

① 委員
② 委員
③ 委員
④ 委員
⑤ 委員

⑥ 委員
⑦ 委員
⑧ 委員
⑨ 委員
⑩ 委員

報道席

事務局

事務局

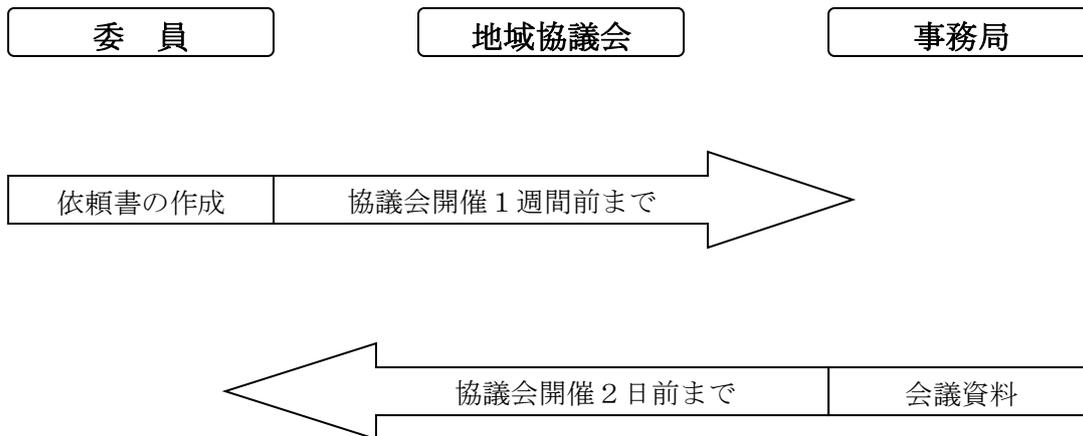
傍聴者席



## 地域協議会が必要と認める審議事項の事務手順

○地域協議会委員から区内の課題などで審議したい案件の提出を受け、委員から趣旨の説明を受けた後に、審議事項とするか決定する。

※出席委員の過半数で決し、審議事項とする。



### 依頼案件の審議

①提案委員による趣旨説明

②審議事項とすべきか採決

※上越市地域自治区の設置に関する条例 第8条第3項の規定を適用（可否採決は出席委員の過半数）

- ・可決の場合：次回以降の協議会の審議事項とし、委員が求める資料は事務局が収集する。
- ・否決の場合：当分の間、同内容の提案ができない。

## 依 頼 書

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定により、清里区地域協議会が必要と認める審議事項について、下記のとおり提案しますので審議を依頼します。

件 名	
提案趣旨	

令和 年 月 日

清里区地域協議会  
会長

様

依頼委員 \_\_\_\_\_

令和2年2月26日

第5期清里区地域協議会会長 様

第4期清里区地域協議会  
会長 笹川 幹 男

次期地域協議会への引き継ぎ事項について（依頼）

第4期清里区地域協議会では、「中山間地域の振興」の中で「空き家対策」についてをテーマに自主的審議を行ってきました。

第5期清里区地域協議会において、自主的審議を継続していただきたく、ご依頼申し上げます。

## 引き継ぎ書

### 1 引き継ぎ項目

自主的審議事項 「空き家対策」について

### 2 審議経過（令和元年度）

・第1回地域協議会（平成31年4月26日（金））

各委員から自主的審議事項の具体的課題について、事前に提案をいただき、テーマの補足説明を受けながら協議に入る。

・第3回地域協議会（令和元年5月27日（月））

自主的審議事項「中山間地域の振興」の具体的テーマについて、空き家対策があり、この課題を提案された、山川委員、桑原委員、上原委員から地域で困っている現状の説明を受け、自主的審議事項を「空き家対策」として審議することを決定する。

・第4回地域協議会（令和元年6月24日（月））

空き家対策について、今後の協議の進め方について検討を行い、国の現行法、市の取組や・補助制度、空き家の現状把握、移住者等の誘致を行っている先進地視察などを通し、地域協議会でどう対応するか協議を行った。

・第5回地域協議会（令和元年9月6日（金））

地域協議会で清里区の空き家の現状について、棚田町内会、上深沢町内会を訪れ現地確認を実施した。現地確認終了後、上越市の空き家対策に関する取組や補助制度などについて、建築住宅課の担当者から説明を受け、今後の進め方について協議を行った。

・第7回地域協議会（令和元年11月21日（木））

第5回地域協議会の検討を受け、今後の取組内容について協議した結果、町内会長の協力を得て、空き家に関するアンケート調査を実施することとした。

・第9回地域協議会（令和2年1月23日（木））

清里区町内の空き家対策に関するアンケート調査の結果について取りまとめ、その結果について協議し、今後の取組について継続協議をすることとし、新しい地域協議会委員に引き継ぐこととした。

## 令和2年度清里区総合事務所職員体制

所属		職名	氏名	前所属
		清里区総合事務所長（兼教育委員会清里区分室長）	上 田 勇 栄	
総務・地域振興グループ		次長（兼総務・地域振興グループ長）	浅 野 裕 子	
市民生活・福祉グループ		市民生活・福祉グループ長（兼教育・文化グループ長）	保 坂 親 一	総務・地域振興グループ
総務・地域振興グループ	総務班	班 長	上 原 一 夫	安塚区総合事務所
		主 任	大 島 佑 介	福祉課
		主 任	馬 場 純 子	教育・文化班
	地域振興班	班 長	長 澤 政 英	
		主 任	田 中 智 子	
	産業建設業務窓口班	班 長	岩 澤 紀 之	
		副主任	近 藤 宏 一	頸城区総合事務所
市民生活・福祉グループ	税・市民生活班	班 長	本 名 正 幸	三和区総合事務所
		主 任	小 山 卓 男	
		会計年度任用職員	飯 田 美 佐	採用
	福祉班	班 長	丸 山 健	
		主 査	橋 詰 賢 二	
		主 任	布 施 幸 子	
教育・文化グループ	教育・文化班	班 長	板 垣 誠	牧区総合事務所
		主 任	武 藤 克 一	税・市民生活班
		公民館主事	勝 山 雅 子	

## 令和2年度転出職員

前所属	職名	氏名	新所属
市民生活・福祉グループ	グループ長	関 根 邦 彦	板倉区総合事務所
	班 長	栗 山 吉 徳	(退職) 再任用 三和区総合事務所
教育・文化グループ	班 長	桐 山 英 之	板倉区総合事務所
総務・地域振興グループ	主 任	蟻 坂 啓 一	頸城区総合事務所
	副主任	井 田 義 之	牧区総合事務所
	主 事	瀬 戸 美 波	板倉区総合事務所

# 清里区総合事務所 職員配置図

令和2年4月1日現在

〒943-0595 上越市清里区荒牧18番地  
TEL: 025-528-3111【代表】  
FAX: 025-528-3114

木田庁舎→清里区総合事務所  
「612」+「内線番号」  
清里区総合事務所→木田庁舎  
「301」+「内線番号」

## ガス水道局施設整備課 南部営業所

直通 TEL: 025-528-3130  
FAX: 025-528-7552

会計年度 任用職員 にしかわ とみお 西川 富郎	主任 いしづか たもつ 石塚 保	班長 なかしま ゆうすけ 中島 祐介	PC
	137	136	
	135	134	
主任 みかわち つかき 川口 司	主任 みやがわ せいじ 宮川 栄史	班長 すぎやま やすゆき 杉山 康之	コピー機

わたなべ さとる  
渡邊 悟  
営業所長

133

直通 TEL: 025-528-3124

PC	PC	主査 はしづめ けんじ 橋詰 賢二
127	124 126	125 128
PC	主任 ふせ さちこ 布施 幸子	福祉班長 まるやま たけし 丸山 健

ミ  
ー  
テ  
ー  
ブ  
リ  
ン  
グ

### 市民生活・福祉グループ

プリンター	税・市民生活 班長 ほんな まゆき 本名 正幸	会計年度 任用職員 いいだ みさ 飯田 美佐	
	111 112	123 122	
プリンター	主任 こやま たくお 小山 卓男	PC	PC

ほ  
さ  
か  
し  
ん  
い  
ち  
保坂 親一  
グループ長

121

### 教育・文化グループ

財務PC	主任 むとう かついち 武藤 克一
232	234 233
教育・文化班長 いたがき まこと 板垣 誠	公民館主事 かつやま まさこ 勝山 雅子

所  
長  
(分  
室  
長)  
う  
え  
だ  
ゆう  
えい  
上田 勇栄

213

応  
接  
セ  
ツ  
ト

直通 TEL: 025-528-3125

### 総務・地域振興グループ

財務PC	主任 たなか ともこ 田中 智子	地域振興班長 ながさわ まさえい 長澤 政英
223	222 224	225 226
主任 ばば じゅんこ 馬場 純子	主任 おおしま ゆうすけ 大島 佑介	総務班長 うえはら かずお 上原 一夫

テ  
ー  
ク  
ー  
客  
対  
応

産  
業  
建  
設  
窓  
口

ミ  
ー  
テ  
ー  
ブ  
リ  
ン  
グ

TV会議  
システム  
261  
次  
長  
あ  
さ  
の  
浅野 裕子

玄 関

【1階】

社会福祉協議会	152
会議室	151
女子休憩室	153
図面室	154

【2階】

あたご福祉会	211
応接室	251
男子休憩室	254
印刷室	255

【2階】

公文書センター	
事務室	291~295
資料整理室	296
(総務管理課参照)	
【3階】	
会議室	298

【プラザ棟】

受付	411	清里まちづくり振興会
会議室	413	事務所内線 412、416
調理室	414	
ホール	422	
和室	421	

1階 社会福祉協議会清里支所  
TEL 025-528-4063  
FAX 025-529-1145

2階 あたご地域包括支援センター清里  
TEL 025-530-7612  
FAX 025-530-7613

プラザ棟 特定非営利活動法人清里まちづくり振興会  
TEL 025-529-1218  
FAX 025-529-1236

## 上越市清里区 令和2年度予算と要求のポイント

清里区総合事務所長

## ○予算要求の考え方提出

第6次総合計画で位置付ける政策・施策、「暮らし」「産業」「交流」の3つの重点戦略及び地方創生の取組を着実に推進し「すこやかなまち～人と地域が輝く上越」の実現に向けた予算を要求する。また、第6次行政改革推進計画並びに事務事業評価結果を踏まえた予算要求とする。

## 【区取組】

## 区取組の主な事業内容

## 3つの【重点戦略】

**1 暮らし**  
暮らしの安心感を高める  
“つながり”の構築

・ **高齢者の生活支援と居場所づくり**  
高齢者が孤独にならないための居場所づくりを推進  
・ **集落機能の維持**  
過疎高齢化による集落機能の低下を抑制  
・ **災害対応力の推進**  
交通安全の推進及び消防・防災力の強化

**2 産業**  
地域の元気と働きがいを生む産業の創出

・ **中山間地域対策の推進**  
地域内外の支え合いにより地域の暮らしを守る取組の継続  
・ **農業生産基盤の強化**  
農業競争力の強化を図るため、大規模ほ場整備への取組支援

**3 交流**  
交流圏の拡大をいかした豊かさの向上

・ **市民主体のまちづくりの推進**  
地域活動支援事業、地域振興事業による市民の自主的活動への支援  
市民活動の拠点であるコミュニティプラザの適正管理と利活用の促進  
・ **学びによる交流の推進**  
星のふるさと館利用推進、魅力ある公民館講座の実施、生涯学習フェスティバル・体育祭・冬季スポーツ交流会等の支援

◆ 清里生活支援ハウスの管理運営	10,131千円
◆ 敬老会の実施委託、老人クラブへの助成	1,678千円
◆ 地域支え合い事業、出前サロンの実施	3,585千円
◆ 公共交通計画に基づくバスの運行計画の策定	
◆ 交通安全の推進、防犯灯等の適正管理	
◆ 防災資機材を活用した避難訓練の実施	
◆ 安全で安心な道路管理業務 (計画的施設管理委託、市内一円道路修繕工事等)	71,967千円
◆ 除雪体制の整備、消融雪施設の修繕、管理	197,349千円
◆ ほ場整備事業の支援(経営体育成基盤整備事業)	
◆ ため池の地震・豪雨対策(ため池等整備事業)	1,100千円
◆ 中山間地域農業の振興(中山間地域等直接支払交付金)	61,054千円
◆ 櫛池農業振興会の活動支援	
◆ 地域おこし協力隊導入による櫛池地区の振興	
◆ 集落づくり推進員の巡回活動による地域との連携	
◆ 地域協議会の自主的活動の促進 (地域活動支援事業)	5,200千円
◆ 清里区地域振興事業 (きよさと夏祭り補助金、荒牧城址狼煙上げ補助金、東京清里会総会時旅費)	1,123千円
◆ 清里コミュニティプラザの管理運営費	15,869千円
◆ 清里区スクールバス等運行事業	5,367千円
◆ 遠距離通学費補助(清里中学校)	125千円
◆ 上越清里星のふるさと館の管理運営 (櫛池の隕石落下100周年関連事業)	19,095千円
◆ 清里区地域生涯学習センター管理運営	1,321千円
◆ 体育施設の管理運営	13,426千円
◆ 各種活動支援(補助金)	431千円

## 令和2年度清里区の採択方針

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。  
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

### 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

### 2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

### 3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 【運用方法】

### 1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがある。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

### 2 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定する。

清里区に係る令和元年度の地域活動支援事業に係る採点票

資料 6-2

記載例

1. 採点対象

事業名	〇〇活性化事業
提案者名	きよさと〇〇会 代表 〇〇〇〇

「適合しない」が6名  
以上の場合は不採択

2. 採点内容

(1) 基本審査

地域活動支援事業の目的	左記目的との適合性
身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 清里区の採択方針

清里区の「採択方針」	左記方針との適合性
<p><b>1 優先して採択する事業</b></p> <p>(1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業</p> <p>(2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業</p> <p>(3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業</p> <p>(4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業</p> <p>(5) 地域の安全・安心を図る事業</p> <p><b>2 その他の事業</b></p> <p>優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> (1) ・ <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) ・ <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> その他事業 <input type="checkbox"/> 適合しない

「適合しない」が6名  
以上の場合は不採択

(3) 共通審査基準

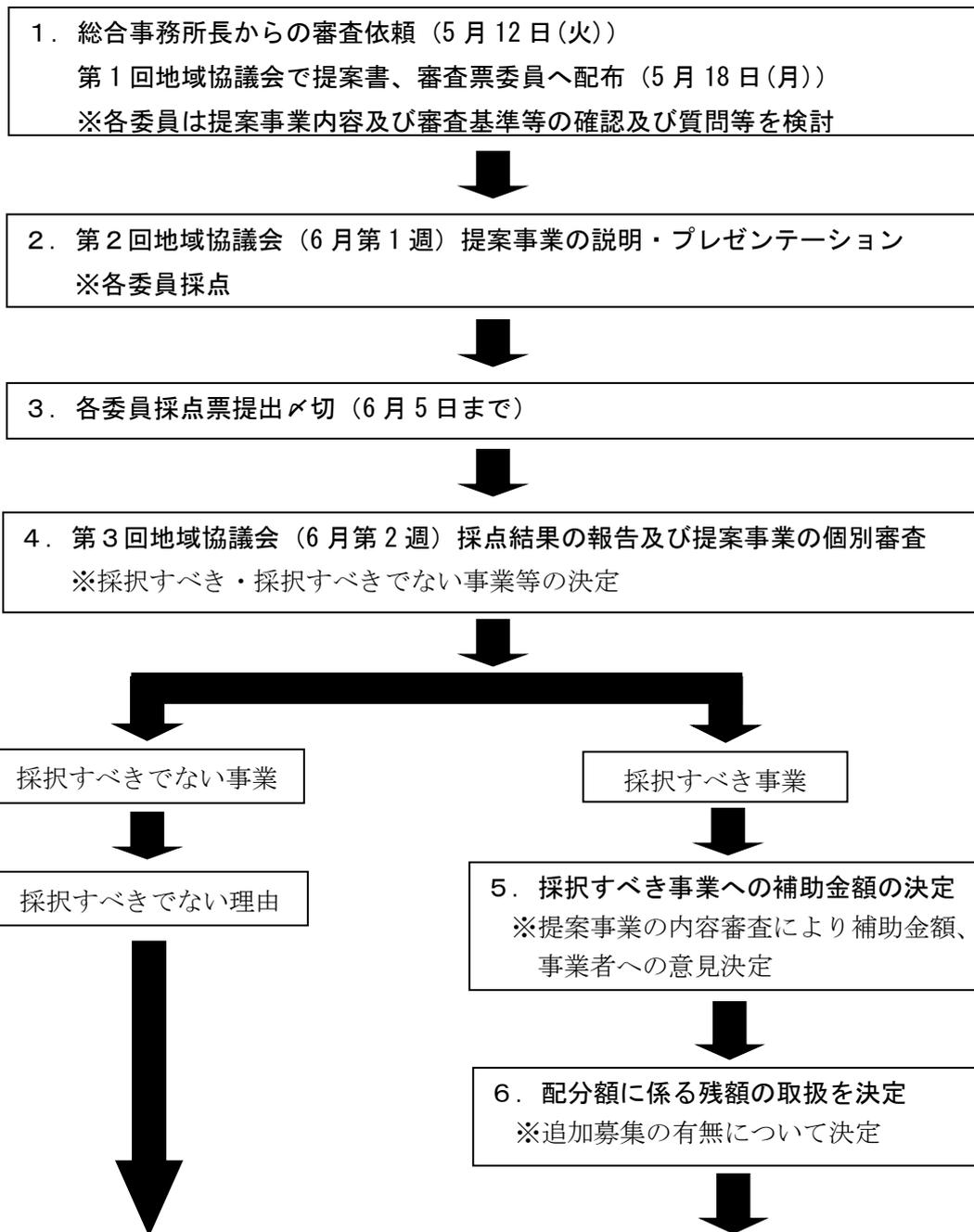
審査項目	審査基準	配点	採点欄
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5	3
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>	5	3
③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5	3
④ 参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5	3
⑤ 発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>	5	3
合計		25	15

\* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員全員の平均点が15点未満の場合は不採択</li> <li>評点が15～19点の場合は点数に応じた補助率（15点：90%、16点：92%、17点：94%、18点：96%、19点：98%、20点以上：100%）</li> </ul>
-------	---

## 令和2年度 清里区地域活動支援事業の流れ



### <採択事業の流れ>

- ① 令和2年度地域活動支援事業（清里区）に係る結果通知の送付及び補助金交付申請書の提出について（依頼）・・・総合事務所→提案団体
- ② 補助金交付申請書・・・提案団体→総合事務所
- ③ 補助金交付決定通知書・・・総合事務所→提案団体  
※補助金の概算払いを希望する場合は概算払いが可能
- ④ 事業実績報告書・・・提案団体→総合事務所
- ⑤ 補助金交付確定通知書・・・総合事務所→提案団体

## 令和2年度 清里区地域活動支援事業(提案事業)集計表

(単位:円)

No	事業名	提案団体	提案事業			概要
			事業費 a	補助金 希望額 b	補助率 b/a	
1	白看板城址駐車場・崖安全性向上事業	荒牧狼煙を上げる会	694,944	694,000	99.9%	現在碎石のみが敷かれている白看板城址の駐車スペース(通称「柴休み」)を、安全性を配慮しコンクリート舗装するとともに、転落防止用の車止めの設置、転落防止柵を設置し、毎年見学に来る清里小学校の児童や山城の見学者が安全に過ごせるよう整備を行う。
2	坊ヶ池交流施設活用事業	きよさと観光交流協会	630,283	620,000	98.4%	清里区の地域振興拠点であるビュー京ヶ岳、坊ヶ池周辺施設を利用した市民交流、研修、イベントを開催し、住民福祉、交流人口の拡大による地域活性化を図る。
3	清里歴史絵巻加美芝居事業	星ふる清里会	562,500	562,000	99.9%	昨年度完成した清里歴史50音加美芝居を題材に短編物語を3編作り、絵巻物にする。また、可動式の案内看板を制作・設置し、公演会場等に設置する。
4	きよさと朝市開催事業	清里商工会	280,000	230,000	82.1%	買物弱者対策・利便性の向上、地域公共交通利用拡大、交流人口の拡大など地域の課題解決を図るため、清里商工会館を会場に商工会員が出店する朝市を開催する。朝市はイベントを交え年28回開催予定。
5	すこやかなくらしふれあい事業	NPO法人清里まちづくり振興会	1,014,091	1,000,000	98.6%	清里区の地域交流施設「ビュー京ヶ岳」等の施設を利用し、高齢者等を対象とした演芸・文化・交通安全交流会を開催するとともに、活動用具の貸与をはじめ年間を通じた高齢者サロンの活動支援を行う。
6	櫛池隕石落下100周年事業	天文指導協力員会	1,554,649	1,320,000	84.9%	「櫛池の隕石」落下100周年を機に、記念リーフレットの作成や年間を通じた記念イベントの実施、スターフェスティバルでのJAXA天文講演会などを開催する。これらを通して、隕石落下の科学的価値や歴史的意義を周知するとともに、上越清里星のふるさと館の魅力向上と地域活性化、青少年の健全育成を図る。
合 計			4,736,467	4,426,000	93.4%	
			補助金 配当額	5,200,000		
			補助金 残額	774,000	85.1%	執行率